○関東地方整備局告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第三百二十号東京都市計画道路事業幹線街路放射第八号線

三　事業施行期間　自平成十八年六月三十日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千九百九十九号調布都市計画道路事業三・四・十七号狛江仙川線

三　事業施行期間　自平成九年十一月二十八日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千四百三十六号東村山都市計画道路事業三・四・十八号新小金井久留米線及び西東京都市計画道路事業三・四・二十六号新小金井久留米線

三　事業施行期間　自平成十年七月十日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第千七百五十一号日野都市計画道路事業三・四・八号栄町平山環状線

三　事業施行期間　自平成八年八月二十二日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月三十日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
三重県北牟婁郡紀北町海山区馬瀬字鳥鼻二番八から同町海山区上里字鳥鼻九七三番一まで	前	一八・〇〇～四七・〇〇メートル
	後	一八・〇〇～三七・〇〇メートル　〇・一〇五キロメートル
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島字片上二〇九九番四から同町紀伊長島区東長島字片上二〇九八番一三まで	前	一六・〇〇～九五・〇〇メートル
	後	一六・〇〇～九五・〇〇メートル　〇・〇二六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
静岡市清水区但沼町字元尾坂一三一八番一から同市清水区但沼町字古島三一七番一まで	前	一〇・六〇～二四・四〇メートル
	後	一〇・六〇～一七・八〇メートル　〇・四九〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○中部地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	静岡市清水区興津清見寺町一三七五番一から同市清水区興津清見寺町一三七五番一五まで	中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十日

○中部地方整備局告示第七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十日

中部地方整備局長　富田　英治